

万博会場及び海外パビリオンの建設促進に向けた
施工環境の改善等について
(大阪府・市の取り組み)



大阪府・大阪市

令和5年9月27日

概要

令和5年8月31日に首相官邸で開かれた「大阪・関西万博に関する関係者会合」では、総理から「万博の成功に向けて、政府の先頭に立って取り組む決意であり、関係者一丸となって準備を進めていく」旨の発言があり、関係者間で確認された。

特に、会場建設及び海外パビリオンの建設促進について、「工事現場の施工環境の改善に取り組む必要があり、それには大阪府・市の協力が不可欠である」といった総理からの要請があった。

また、その後、西村経済産業大臣から、「海外パビリオンの建設加速に必要な施工環境改善について、資材置き場の確保など、建設会社や設備会社等のニーズを把握し、調整を経た上で9月を目途に府市としての取組方針を公表して欲しい。」といった要請があった。

これまでも本市として取り組みを進めてきたところであるが、上記を踏まえ、会場建設及び海外パビリオンの建設促進に向けた施工環境の改善等について、現時点の府市としての取組方針をとりまとめるものである。

取組項目

①交通アクセスの改善

- ・インフラ工事の工程前倒し
- ・工事車両の交通影響の確認

②工事現場の環境改善

- ・バックヤードの確保
- ・工事車両の出入口の拡充
- ・上水道の整備
- ・下水受け入れの前倒し

③物流交通対策

- ・物流交通対策

④建設業界への働きかけ

- ・パビリオン建設等への協力要請
- ・大阪府市発注の大規模工事が万博設備工事に与える影響等の検証

⑤行政手続き

- ・建築基準法に基づく仮設建築物許可・建築確認の円滑な手続きの推進
- ・建設業の許可手続き

⑥さらなる取り組み

①交通アクセスの改善

取組状況

①交通アクセスの改善

②工事現場の環境改善

③物流交通対策

④建設業界への働きかけ

⑤行政手続き

⑥さらなる取り組み

・インフラ工事の工程前倒し（道路工事）

【今後の取り組み】

（仮称）夢洲北高架橋を早期完成させ、工事車両通行に活用していく。令和6年12月末完成予定から前倒して令和6年9月末に完成予定。他の道路インフラについては、令和6年12月末の完成予定であるが1日でも早く完成できるように、工事を進捗させる。



令和5年9月時点

（仮称）夢洲北高架橋架設状況



万博会場

観光外周道路

（仮称）夢洲南高架橋

（仮称）夢洲北高架橋

完成予定：
令和6年12月末→令和6年9月末

夢舞大橋

取組状況

①交通アクセスの改善

④建設業界への働きかけ

・工事車両の交通影響の確認

【これまでの取り組み】

- ・令和2年度より、国関係省庁が参画する会議を開催し、工事車両想定台数や物流交通を含む一般の車両台数が、各ルート上で交通渋滞が想定される交差点の交通容量以内であることを確認し、必要な対策の検討を行ってきた。
- ・北ルートの交通容量拡大のため、令和4年8月に夢舞大橋、令和4年10月に此花大橋を片側2車線から3車線に拡幅を実施。令和4年7月に舞洲東交差点における右左折2車線化を実施。
- ・令和5年4月より、車両番号を認識するAIカメラを活用した工事車両運行管理システムを稼働させ、ルートごと、時間帯ごとの工事車両台数の管理を実施中。

【今後の取り組み】

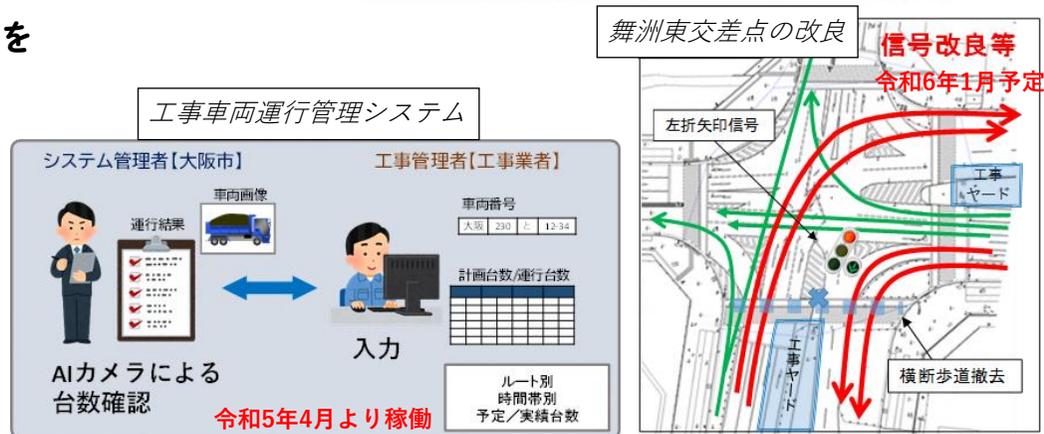
- ・更なる交通容量拡大のため、舞洲東交差点での信号改良を令和6年1月に実施予定。
- ・万博工事の工期終盤に工事車両の集中が想定されるパビリオン建設工事等の工程の再確認し、随時、工事車両の想定台数を見直しを行う。
- ・引き続き、「夢洲万博関連事業等推進連絡会議」（会長：森内閣総理大臣補佐官）において検討内容等を確認し、夢洲周辺の道路に渋滞が生じないよう万全を期す。

②工事現場の環境改善

⑤行政手続き

③物流交通対策

⑥さらなる取り組み



②工事現場の環境改善

取組状況

①交通アクセスの改善

②工事現場の環境改善

③物流交通対策

④建設業界への働きかけ

⑤行政手続き

⑥さらなる取り組み

・バックヤードの確保

建築工事の資材置き場、現場事務所、作業員の駐車場等に活用することを想定

【今後の取り組み】

夢洲の市有地等をバックヤード用地として提供

①南東部エリア(12ha)

建設発生残土の受入地として整備

(4~6haの提供が可能)

- ・残土受入エリア外：直ちに活用可能
- ・残土受入エリア内：残土受入完了後※活用可能
- ※残土20万m³R6年9月末まで受入と想定
- ※残土受入エリアの位置については、今後、協会と調整

②夢洲交通広場

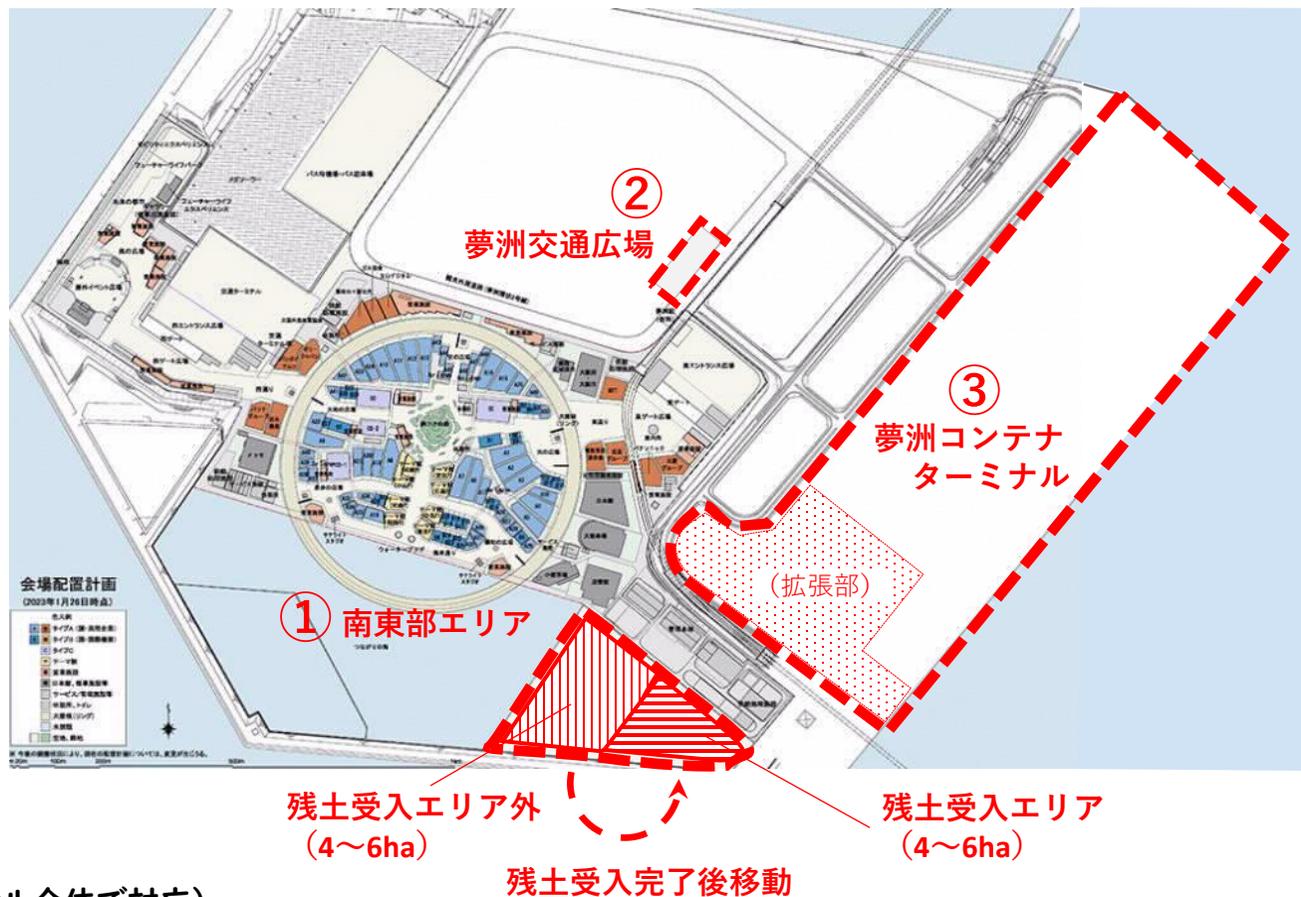
周辺工事の工事ヤードとして使用中、
使用エリアを調整し活用可能なように調整
(1haのうち、提供範囲を段階的に調整)

- ・直ちに活用可能 (0.05ha)
- ・R6年度夏以降活用可能 (0.2ha~)
- ※面積は周辺工事との調整による

③夢洲コンテナターミナル

資材がコンテナにより海上輸送される場合、
コンテナターミナルの事業者において、
コンテナの荷下ろし、コンテナターミナル内の
蔵置に対応

- ・現状において対応可能(コンテナに限る)
- (R6年4月から活用可能な拡張部を含めてターミナル全体で対応)



取組状況

①交通アクセスの改善

②工事現場の環境改善

③物流交通対策

④建設業界への働きかけ

⑤行政手続き

⑥さらなる取り組み

・工事車両の出入口の拡充

【今後の取り組み】

工事期間中の円滑な現場へのアクセスを確保するため、工事車両の出入口を新たに3カ所を新設し、計6カ所に拡充。博覧会協会が拡充するスケジュールに合わせて協力。



取組状況

①交通アクセスの改善

②工事現場の環境改善

③物流交通対策

④建設業界への働きかけ

⑤行政手続き

⑥さらなる取り組み

・水道整備の早期完成

【これまでの取り組み】

建設工事等に必要水量の供給に向けた整備（完成済）

【今後の取り組み】

万博開催期間中に必要水量の供給に向けた整備の早期完成

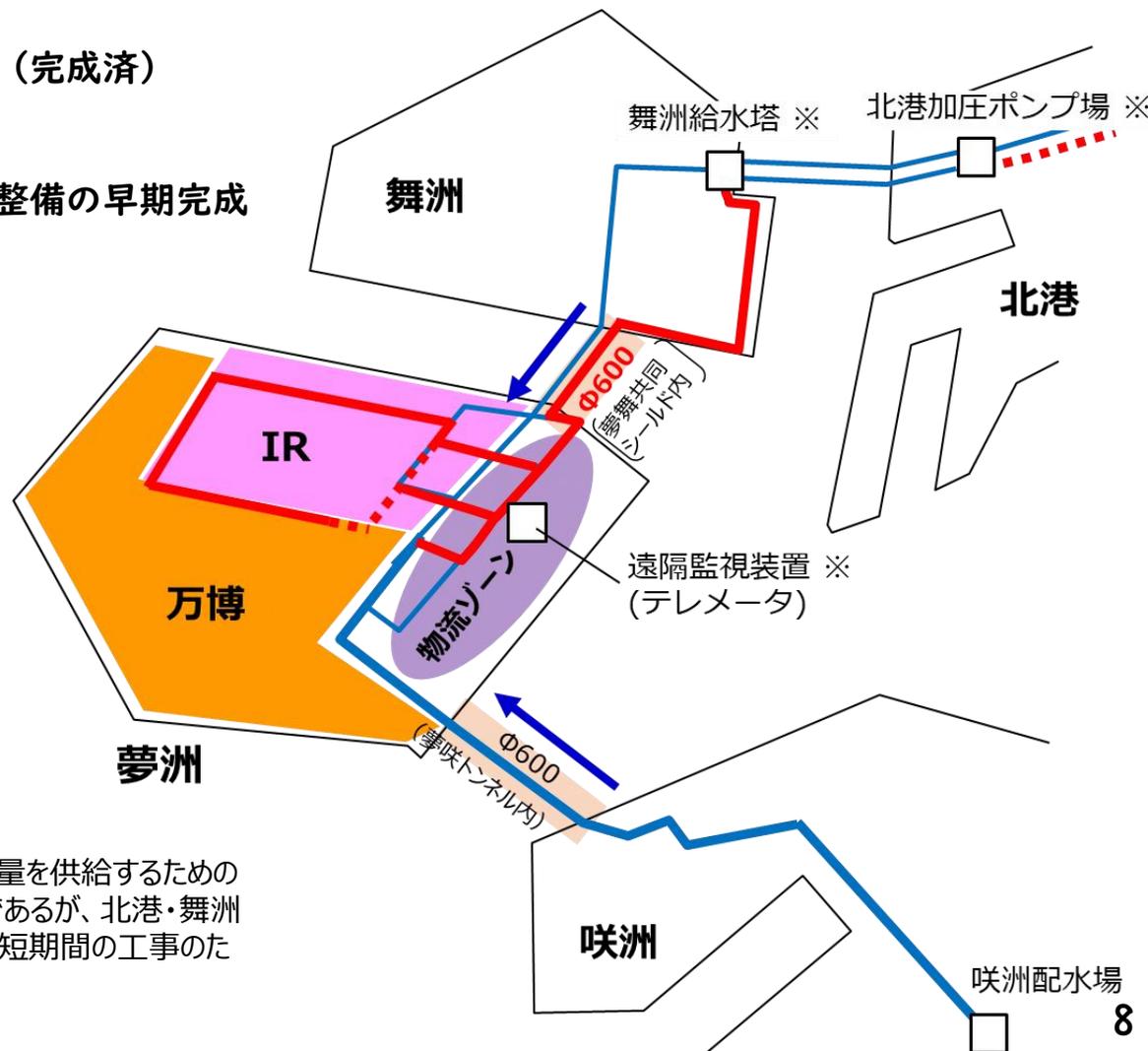
完成時期：令和6年3月末

<凡例>

— 管路既設

— 管路新設（完成済）

⋯ 管路新設（R6.3末完成予定）



注) IR事業の開業など、万博以降の将来のまちづくりに必要水量を供給するための一部工事（右図の※部3か所）は来年度中に完成予定であるが、北港・舞洲地区での水道施設内の工事及び物流ゾーンでの小規模かつ短期間の工事のため、万博関連工事の施工環境への影響は生じない。

取組状況

①交通アクセスの改善

②工事現場の環境改善

③物流交通対策

④建設業界への働きかけ

⑤行政手続き

⑥さらなる取り組み

・下水受け入れの前倒し

【これまでの取り組み】

- ・当初の供用開始予定（令和7年4月）を3ヶ月前倒して、令和7年1月より供用開始すべく、工事を実施中。

概要	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
管渠(φ250~φ2200mm、L=約17km)		詳細設計等			工事			プレオープン
夢洲抽水所(新設)、舞洲抽水所(増設)		詳細設計等			工事			→
此花処理場の機能増強		詳細設計等			工事			

【今後の取り組み】

(博覧会協会からの要請)

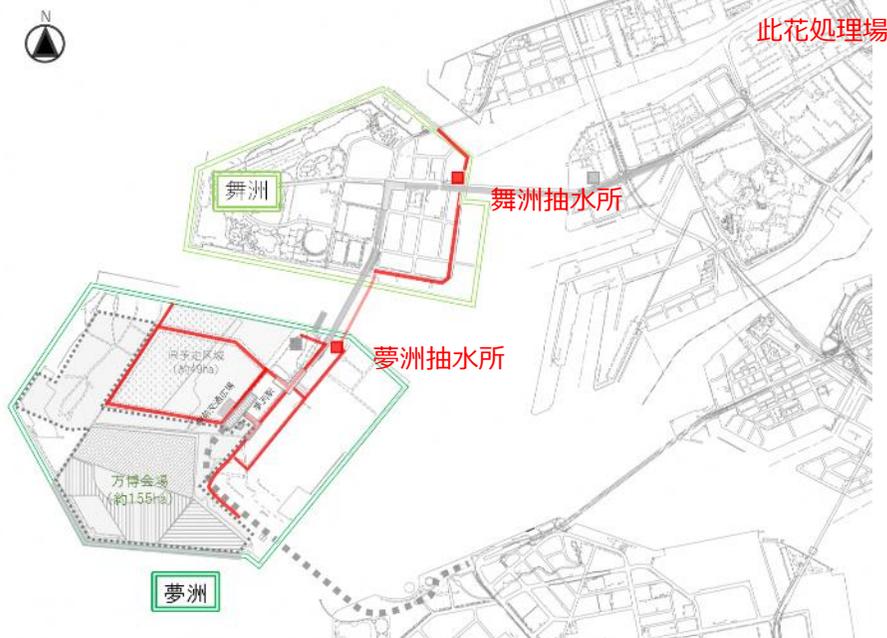
- ・万博会場内の排水側溝等の工事を着手するため、仮設浄化槽撤去が必要となり、令和6年9月から工事中の排水を下水道に受け入れてほしい。

(対応案)

- ・工事に伴う排水の受け入れを、下水管による貯留と汲み取りによる暫定的な対応について調整中。

※具体的な実施手法やスキームについて引き続き関係者で調整

事業箇所



③ 物流交通対策

取組状況

①交通アクセスの改善

②工事現場の環境改善

③物流交通対策

④建設業界への働きかけ

⑤行政手続き

⑥さらなる取り組み

・物流交通対策

空コンテナ返却場所一時移転、ターミナルゲート時間延長については、夢洲周辺交通のピーク時を対象として、万博開催期間中だけでなく、工事期間中の実施に向けて港湾関係者と調整を実施していく

青字：これまでの取り組み
赤字：今後の取り組み

②車両待機場場の整備

(500台分追加整備し、700台分確保)

・240台分 **済**



・260台分(暫定)

- ・令和5年10月 80台分供用予定
- ・令和6年12月 180台分完成予定であるが、前倒しを検討中

③ターミナルゲート時間延長

(30分で
最大200台分散)



(通常) 平日：8:30～11:30,13:00～16:30
土曜：8:30～11:30

- ・今後、実施時期等について港湾関係者と協議

④荷捌き地の拡張 (ゲート増設)

(ゲート前待機スペース100台分確保)

(ゲート増設(17→22ゲート)により、1時間当たり120台削減)

- ・荷捌き地の拡張は、令和5年度末に完成予定
- ・増設ゲートは、令和6年度中に運用開始予定であるが、今後、ターミナル事業者へ早期整備について要請



(写真はイメージ)

①CONPAS(※)の導入

(ゲート処理時間の短縮等)

- ・令和4年1月～令和5年8月に、試験運用を5回実施
- ・令和5年度中の本格運用をめざす (※) Container Fast Passの略

⑤咲洲へシフト (空コンテナ返却場所一時移転)

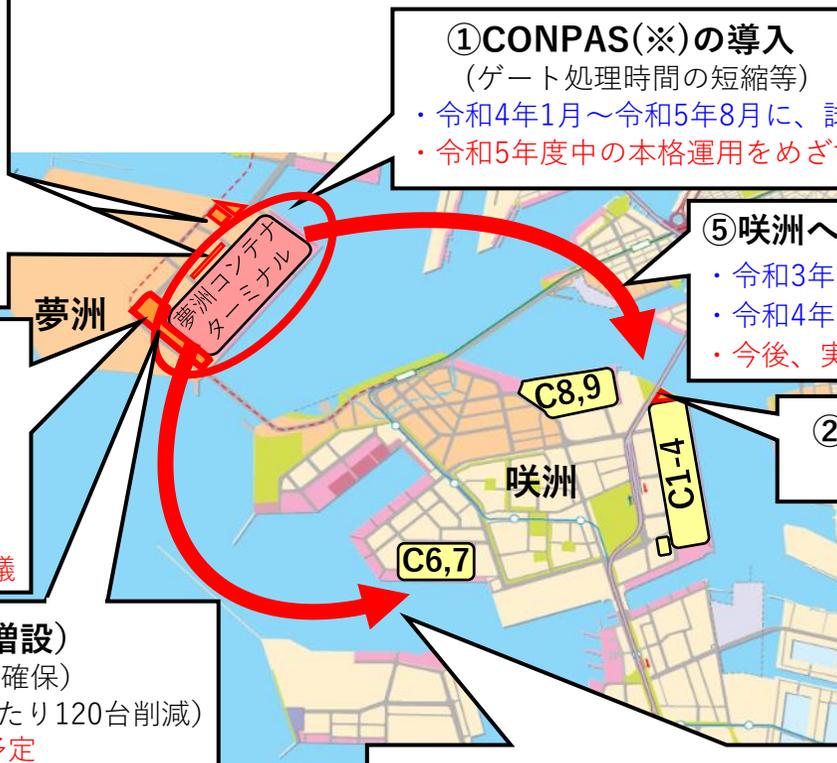
- ・令和3年10月に夜間陸送による社会実験を実施
- ・令和4年11～12月に海上運搬による社会実験を実施
- ・今後、実施時期等について港湾関係者と協議

②車両待機場場の整備 **済**

(150台分追加整備)

⑤咲洲へシフト (空コンテナ返却場所一時移転)

- ・令和4年11～12月に海上運搬による社会実験を実施
- ・令和5年1月にC6,7ガントリークレーン製作設置工事に着手
- ・今後、実施時期等について港湾関係者と協議



④建設業界への働きかけ

取組状況

①交通アクセスの改善

②作業環境の改善

③物流交通対策

④建設業界への働きかけ

⑤行政手続き

⑥さらなる取り組み

・パビリオン建設等への協力要請

【これまでの取り組み】

- ①大阪府内の建設関係団体（7団体）に対し協力要請の文書発出（8月3日）
- ②知事定例記者会見での呼びかけ（8月9日）
- ③市長から関西広域連合の構成府県市等への協力要請（8月24日）
- ④知事、市長、博覧会協会副事務総長と地元建設関係団体との懇談会（8月31日）



8月31日の懇談会の様子

＜懇談会での主な意見＞

全体的な意見として「情報が不足している」

- ・当面の工事を相当程度抱えている中、作業員の確保などの段取りが組めない
- ・海外パビリオンの発注見通しをできるだけ早く提示してほしい
- ・発注者が個々に何を求めているか、具体的に示してほしい

- 海外パビリオン建設にかかる相談窓口設置（協会、9月1日）
- 発注者と受注者の情報をマッチングさせる「万博商談もずやんモール」への登録呼びかけ（6月22日～、英語版7月12日～）
- 建設関係団体へ個別に訪問して働きかけを実施（協会・府、9月5日・9月12日）

【今後の取り組み】

- 発注者ニーズに関するリーフレットの作成、情報発信（協会・府市、9月中）
（今後、建設関係団体へ周知、府市、協会HPに掲載予定）
- 引き続き、建設関係団体へ個別に訪問して働きかけを実施（協会・府）

取組状況

①交通アクセスの改善

②工事現場の環境改善

③物流交通対策

④建設業界への働きかけ

⑤行政手続き

⑥さらなる取り組み

・大阪府市発注の大規模工事が万博設備工事に与える影響等の検証

今後、府市発注の大規模設備工事が万博の設備工事に与える影響と事業の必要性とのバランスを検証。

(大阪府)

対象となる5件について、工事の時期を精査



現場での設備工事が本格化する時期は、
全て令和7年度以降であり、万博工事への
影響が無いことを確認

(大阪市)

対象となる5件は、いずれも市民生活への影響が大
きいが、供用開始時期を遅らせることなく、事業及び
万博工事に影響がないよう工事の進め方について
検証



病院及び体育館については、現場での設備
工事が本格化する時期を万博開幕以降とす
ることができるため、再発注の条件を整理し
たうえで実施

※他の3件は、市民生活や事業スケジュールへの
影響が大きいことを考慮し、予定どおり実施

⑤行政手続き

取組状況

①交通アクセスの改善

②工事現場の環境改善

③物流交通対策

④建設業界への働きかけ

⑤行政手続き

⑥さらなる取り組み

・建築基準法に基づく仮設建築物許可・建築確認の円滑な手続きの推進

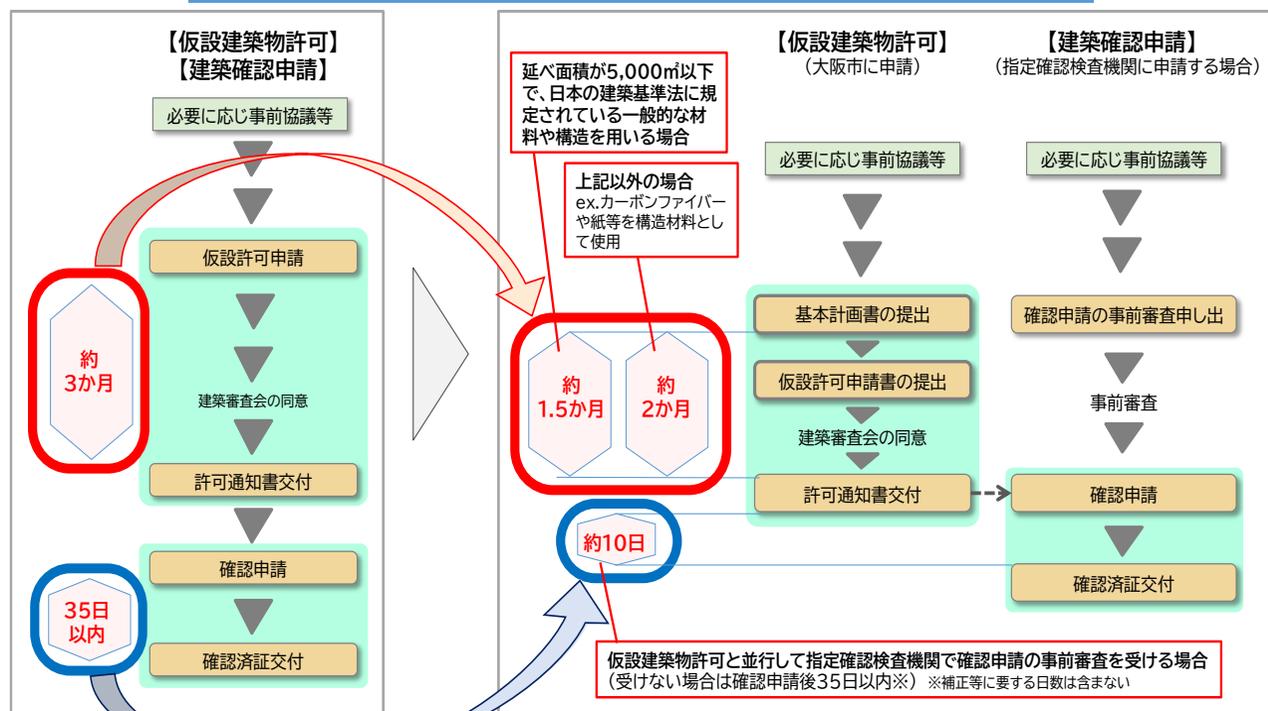
【これまでの取り組み】

- ・パビリオン等の建築に際して必要となる建築基準法に基づく許認可に関する業務については、既に、仮設建築物許可にかかる職員増員による体制強化や、許可に必要な建築審査会同意に関する手続きの簡略化を図るとともに、指定確認検査機関との連携によって仮設建築物許可と建築確認の並行審査を進めるなど、申請処理期間の短縮化を図っている。
- ・これにより、仮設建築物許可については通常3カ月を要するところを約1.5カ月から約2カ月で、建築確認については通常35日を要するところを約10日で処理できるよう対応している。

【今後の取り組み】

- ・今後、申請が集中した場合にも、適切に対応できるよう、他の担当から職員を動員するなど、状況に応じてさらに体制強化を図り、引き続き、手続きが円滑に進むよう取り組む。

建築基準法に基づく手続きの期間短縮化



取組状況

①交通アクセスの改善

②工事現場の環境改善

③物流交通対策

④建設業界への働きかけ

⑤行政手続き

⑥さらなる取り組み

・建設業法に基づく手続き

(建設工事を請け負う場合には、
あらかじめ営業所の所在する都道府県知事等による建設業許可を受ける必要がある)

【これまでの取組み】

措置内容：海外の施工事業者が迅速に建設業許可（大阪府知事許可）を取得できるよう

①審査体制の強化（専任員の配置）、②手続きの簡素化、③国の大臣認定審査との並行審査

により手続きの建設業許可手続きの短縮を図る

（8月7日タイプA海外パビリオン建設にかかる説明会にて施工業者に周知、
また、簡易版の英訳資料を博覧会協会を通じて参加国関係者に随時案内）

実施時期：令和5年8月より随時

8月30日に海外パビリオン（タイプA）の建設を請け負う予定のスイスの施工事業者に対し、建設業許可

<課題>

- ・事前相談はあるものの、新規許可取得は現状I社に留まっており、工事を請け負う事業者に対して、早期の許可申請を促す必要

【今後の取組み】

- ・博覧会協会とも連携をしながら、建設業許可の必要性ならびに早期の相談や許可申請を啓発
- ・参加国ごとに異なる個別性の強い相談に対し、国土交通省と連携をしながら速やかに回答
- ・施工事業者や申請代理人とWEB会議やメールなどを活用し、幅広くかつ効率的に相談に対応

⑥さらなる取り組み

さらなる取り組み

本資料は、令和5年9月27日時点で、大阪府・大阪市が連携し、会場建設及び海外パビリオンの建設促進に向けた施工環境改善等についてとりまとめたものであり、この内容にそって、順次取り組みを進めていく。

また、さらなる取り組みとして、以下に示す内容の検討を行っていく。

- ・ 現在進めている工事を着実に実施するとともに、検討中の項目について具体化を図っていく。
- ・ 今後、夢洲では、I R工事が実施される見込みであり、夢洲周辺の道路に渋滞が生じないように調整を行い、工事車両の円滑な通行の確保等に向けて取り組んでいく。
- ・ 引き続き、いざという時に対応できるよう、さらなる物流交通対策や交通需要の適正化に向けた対策の検討、及び民間事業者のDXの取り組みの活用など、あらゆる選択肢を検討の俎上にあげて、より一層の施工環境改善等に向けた検討・調整に取り組んでいく。